

【証券総合口座・非課税口座廃止届出書ご記入前の確認事項】

- 株式等の有価証券残高および現金残高等が無いことを予めご確認ください。株式等の有価証券残高および現金残高等がある場合等、口座の解約手続きを承れない場合がございます。
- 届出住所・氏名に変更がないことをご確認ください。変更がある場合、口座の解約手続きを承れない場合がございます。予めアプリからご変更をお願いいたします。

証券総合口座・非課税口座廃止届出書

兼 特定口座廃止届出書 兼 特定管理口座廃止届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書
※副口座のみ解約は、取引制限がかかりますが証券総合口座は廃止されません。証券総合口座の廃止は主口座から行うことができます。

株式会社スマートプラス 御中

私は、株式会社スマートプラスに開設している証券総合口座について解約を申し込みます。

申込日 (西暦)	年 月 日	利用サービス	ASTOMO								
		部 店	2	0	4	—					
ご住所	〒	—									
ご氏名 (自署)	フリ ガナ	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日								
			電話番号	— — —							

廃止する勘定の種類	特定保管勘定・特定信用取引勘定・特定上場株式配当等勘定
提出先の営業所	東京都千代田区九段北1丁目8番10号 住友不動産九段ビル9階 株式会社スマートプラス 本店

貴社が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れをやめたいので、租税特別措置法第37条の11の6第3項の規定に基づき、この旨届出ます。

租税特別措置法第37条の11の3第1項又は第2項の規定の適用を受けることをやめたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定に基づき、この旨届出ます。

租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けることをやめたいので、同条第16項の規定により、非課税口座を廃止する旨届け出ます。

【社用欄】

廃止する非課税口座に設けられている非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の年分	【特定累積投資勘定（特定非課税管理勘定）】 □2024年～2042年 【累積投資勘定】 □2019年～2023年
--	---

受付日	信用口座	NISA	積立設定	残高	担当者	確認者

本人確認書類添付台紙

氏名	
----	--

以下の書類のうち、いずれか1点を添付ください。

マイナンバーカードの顔写真記載面のコピー

運転免許証の両面コピー

健康保険証等の両面コピー

※ 現在発行されている保険証は、経過措置期間（2025年12月1日まで）までご利用いただけます。

資格確認書の両面コピー

在留カード両面または特別永住者証明書両面のコピー

住民票の写し（発行より6ヶ月以内）

パスポートの顔写真付きページと所持人記入欄のページのコピー

※ 旅券は2020年2月4日以降に発行されたものは「所持人記入欄」がないため、本人確認書類としてご利用頂くことができません。

※ 有効期限切れのものについてはご利用いただけません。

※ パスポートや保険証の住所・氏名自署欄が未記入の場合は必ずご記入ください

返信用宛名ラベルシート

誠にお手数ではございますが、以下の注意に従って、ご利用くださいますようお願い申し上げます。
また、封筒につきましてはお客様ご自身でご用意くださいますようお願い申し上げます。

ご注意

- 当社は、お客様に宛名の印刷をお願いしております。
- 印刷する際は、サイズ（100%）は変更せずにA4用紙（白紙）に印刷してください。
- 下記のラベルを点線に沿って切り取ってください。
- のりづけは、定形サイズの封筒を使用し、封筒の上部に剥がれないようしっかりと貼ってください。
- ラベルの枠内にお客様のご住所、お名前をご記入ください。
- この宛名ラベルは、手続関係書類用となっております。他の目的やお客様以外ご利用はできません。
- 第三者への譲渡、改ざん、不正使用を禁止します。

返信用宛名ラベル

